平成２９年労第４２２号

主　　文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１　再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第２　事案の概要

１　請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、Ａ会社（以下「会社」という。）に雇用され、Ｂ所在の会社Ｃオフィス（以下「事業場」という。）において、営業業務に従事していた。

２　被災者は、平成○年○月○日、同市内の自宅において縊頚により自死した。

３　請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。本件は、請求人が、本件処分の給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

４　請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３　当事者の主張の要旨

１　請求人

（略）

２　原処分庁

（略）

第４　争　　点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した○円を超えるか。

第５　審査資料

（略）

第６　理　　由

１　当審査会の事実認定

（略）

２　当審査会の判断

（１）請求人は、本件処分における被災者に係る労働時間の認定について、①始業時刻を○時○分、終業時刻を○時と判断したのは誤りである、②パソコンの稼働が確認できるログ時間のうち、メール送信は業務の一部にすぎず、被災者の労働時間を不当に限定するものである等を主張するので、以下検討する。

（２）被災者に係る労働時間の認定についてみると、決定書理由に説示するとおり、被災者作成のセールスレポートと原処分庁における関係者からの聴取内容を基に、合理的な説明ができる始業時刻及び終業時刻を確認した上で、労働時間と認定しているところであり、当審査会としても、同認定は妥当なものであると判断する。

（３）なお、被災者は私物のパソコンを事業場にいつも置いたまま、会社貸与のパソコンを自宅に持ち帰っていたことが認められるところであり、監督署長が、パソコンの稼働が確認できるログ時間について、業務による作業と個人的な利用との明確な区分けは困難であるとして、業務メールの送信時刻前後のパソコンのログ時間帯を抽出して労働時間であると認定したことは、合理的であり、当審査会としても支持できるものである。

３　結　　論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。